

## 大阪市地方独立行政法人天王寺動物園評価委員会について

## 1 評価委員会の概要

## (1) 位置づけ

市長の附属機関（地方独立行政法人法（以下「法」という。）第11条第1項）

## (2) 組織・運営

## ア 組織等

- ・ 委員は、7人以内とし、地方独立行政法人天王寺動物園の組織及び運営に関し、識見を有する者、その他市長が適当と認める者のうちから市長が委嘱する。
- ・ 委員の任期は、2年とし、再任を可能とする。
- ・ 専門の事項を調査させるために、市長が委嘱する専門委員を置くことができる。
- ・ 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときに解嘱する。

## イ 委員長

- ・ 委員の互選により定める。
- ・ 委員長は委員会を代表し、会務を総理する。
- ・ 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

## ウ 会議

- ・ 委員長が招集し、会議の開催には、委員の半数以上の出席が必要とする。
- ・ 出席委員の過半数で議事を決定し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

## 2 評価委員会の所掌事務

法第11条第2項及び条例第2条に基づき、市長に対し、以下の事項について意見を申述する。

- ・ 中期目標の作成または変更する際の意見
- ・ 各事業年度の業務実績評価を行う際の意見
- ・ 中期目標期間の業務実績評価を行う際の意見（終了前年度時点における見込み評価含む）
- ・ 中期目標期間の業務実績見込み評価を行った後、中期目標期間の終了までに、法人の業務の廃止もしくは移管または組織の廃止、その他の所要の措置を講ずる際の意見
- ・ 法人が出資等にかかる不要財産を納付することを認可する際の意見
- ・ 法人が条例で定める重要な財産を譲渡または担保に供することを認可する際の意見
- ・ 法人が市長に対し届出を行った役員報酬等の支給基準の適正性についての意見の申出